

ご利用の流れ



ご利用希望の方は、お電話またはHPのメールフォームよりお問い合わせ下さい。サービス内容と利用方法を説明させていただきます。その後来所して頂きお子さまの状況、保護者が考える課題や目標をヒアリング致します。



サービス利用に關しましては、受給者証申請が必要になります。申請には、相談支援専門員が作成する「障害児支援利用計画案」が必須となります。



お子さまの様子や、ご家族のご要望から、支援内容について「個別支援計画」を作成し、説明させていただきます。



ご契約後、ご利用開始となります。ご利用開始後も、定期的に個別支援計画を見直し、お子さま、ご家族に必要な支援を提供致します。

訪問看護とは別の支援事業です。そのため訪問看護との併用利用が可能です。併用利用することで、1日に複数回の訪問や1回90分以上の訪問も可能となります。



遊びを取り入れながらお子さまの発達を促します♪



一般社団法人はる訪問看護ステーション

居宅訪問型児童発達支援

「訪問型はるの家」



居宅訪問型児童発達支援「訪問型はるの家」

〒240-0003

横浜市保土ヶ谷区天王町1-23-16カーサ小山202号室

Tel. 045-331-8889

Fax. 045-335-0771

<https://www.harustation.com>



こあんない

利用時間

9:00~17:00
(月曜日~金曜日)

休業日

土曜・日曜
国民の祝日・年末年始

外出が困難でも
人と接する機会や経験を
増やすお手伝いをします

居宅訪問型児童発達支援とは



平成30年4月1日に改正児童福祉法により創設された支援です。重度の障がい等により、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ適応するための訓練及びその他必要な支援を行います。



こんなお悩みありませんか？

- 集団の場でお友達と触れ合う機会が少なく、発達面が心配。
- 通所サービスを利用したくても専門職の配置がなく利用できない。
- 医療的ケアがあるから他の人にもお世話を頼めない。遊んでもらえない。
- ママ・パパ自身まで介護のために自宅からなかなか離れられない
- 他者とのコミュニケーションが苦手 など...



ひとりひとりに合わせた支援を提供します

日常生活動作

日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のために必要な知識・技能の訓練を行います。

遊び

身体を使った遊びや感覚遊びなどを取り入れながら発達を促していきます。遊びを経験し身体の使い方を学んでいきます。

通所支援への移行

将来的に児童発達支援や放課後等デイサービスの障害児通所支援への集団生活に移行していくために必要な支援を行います。

家族支援

お子さまの支援に対する知識技能の付与を行います。また、子育てに関するアドバイスやレスパイト等を重視した支援を行います。

当事業所の訪問支援員は専門知識をもった看護師・理学療法士・作業療法士です。看護師が訪問する場合は、発達支援のあいまに医療的ケアにも対応させていただきます。



訪問

決定支給量による定期訪問を致します。
1回の訪問時間は60分~90分となります。

対象

- ・ 日常的に医療を受けることが必要なお子さん
- ・ 重症心身障がい児など重度障がいのあるお子さん
- ・ 感染等のリスクの高いお子さん

期間

就学前~満18歳に達するまでとなります。